

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	古河市

古河市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 古河市産業部農政課
所在地 古河市仁連2065
電話番号 0280-76-1511
FAX番号 0280-76-1594
メールアドレス nousei@city.ibaraki-koga.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、ハクビシン、カラス
計画期間	令和7年度～ 令和9年度
対象地域	古河市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	飼料用米 青刈りとうもろこし	被害面積15a 被害金額46千円
アライグマ	とうもろこし・ぶどう・ すいか・いちじく	被害僅少により算定困難
ハクビシン	とうもろこし・ぶどう・ すいか・いちじく	被害僅少により算定困難
カラス	野菜	被害僅少により算定困難

(2) 被害の傾向

<p>イノシシは、市北部の小山市との県境付近と渡良瀬遊水地付近で飼料作物等被害があった。</p> <p>アライグマ及びハクビシンは、従来から住宅侵入被害、農作物被害の相談、報告が確認されており、範囲は市内各所に広がっている。</p> <p>カラスは、市内全域で野菜の苗や収穫前の果実の被害が発生している。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
イノシシ	[15a]46千円	[12a]39千円
アライグマ	[0a]0千円	[0a]0千円
ハクビシン	[0a]0千円	[0a]0千円
カラス	[0a]0千円	[0a]0千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	イノシシ、アライグマ、ハクビシンは、箱わなを設置し業者により捕獲。カラスは、茨城県猟友会古河支部古河分会、総和分会、境支部三和分会の協力により銃器による捕獲。	猟友会員の負担が増加しているうえ、会員の高齢化がすすんでいるため、従事者の確保が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	カラスは、各農家が防鳥ネット、テグス等を設置している。	効果的な侵入防止対策として、電気柵やワイヤーメッシュ柵の設置が必要である。
生息環境管理その他の取組	鳥獣の出没情報については、市ホームページ等にて周知をしている。	農業者に限らず、地域住民と一体となった取り組みとするため、緩衝帯の設置、放任果樹の除去等の知識の普及が必要である。

(5) 今後の取組方針

<p>イノシシ被害の軽減のため、被害農家や自治会・行政区と協力連携し、被害調査や箱わな設置等を実施する。</p> <p>また、アライグマ、ハクビシンについては箱わなを貸出し、市民による捕獲活動を支援していく。</p> <p>カラスについては、地元猟友会にて年3回、銃器での駆除を実施していく。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>イノシシ、アライグマ、ハクビシンについては、捕獲を業者に委託している。</p> <p>イノシシの箱わなの見回りは、地元住民で行い、点検・餌付けを古河市で実施。</p> <p>アライグマ、ハクビシンは、委託業者が箱わなを設置し、土地の所有者にて餌付け見回りを行っている。</p> <p>カラスについては、銃器で捕獲を実施するため、地元猟友会と連携しながら捕獲強化をしていく。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～令和9年度	イノシシ アライグマ ハクビシン	・箱わなの増設 ・捕獲担い手の確保と育成

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
対象鳥獣の捕獲は、その年ごとに農作物の被害状況、捕獲実績をもとに、適正に実施する。			
イノシシの捕獲については、捕獲の実績数が増加しており、個体数の増加想定に留意し設定する。			
アライグマ、ハクビシン、カラスの捕獲計画数は、これまでの農作物被害状況を勘案し設定する。			
(有害捕獲による捕獲実績)			
対象鳥獣	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	0頭	0頭	8頭
アライグマ	134頭	316頭	413頭
ハクビシン	0頭	62頭	71頭
カラス	673羽	594羽	460羽

対象鳥獣	有害捕獲による捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	20頭	20頭	20頭
アライグマ	500頭	500頭	500頭
ハクビシン	80頭	80頭	80頭
カラス	600羽	600羽	600羽

捕獲等の取組内容
イノシシ、アライグマ、ハクビシンは、年間を通じて市内全域において箱わなによる捕獲を行う。
カラスは、11月から2月の狩猟期間内に鳥獣保護区域及び特定猟具使用禁止区域を除く市内全域で銃器による駆除を行う。
対象鳥獣の農作物の被害に応じて捕獲場所を検討し、最も効果が出る方法で実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	イノシシ、アライグマ、ハクビシン、ミヤマガラス、ハシブトガラス、ハシボソガラス(鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る目的での鳥獣の捕獲等の許可については、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により権限移譲済み)

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	状況に応じて検討。		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	状況に応じて検討。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

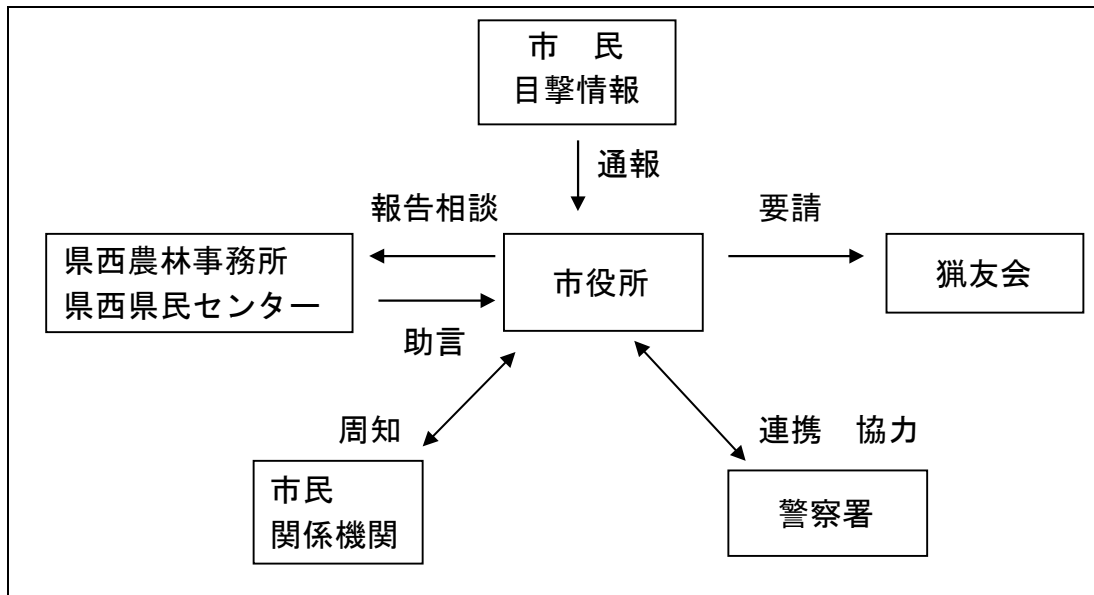
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年 ～ 令和9年	イノシシ アライグマ ハクビシン カラス	関係機関と協議し、有効な対策を検討するとともに、農作物の被害をもたらす鳥獣の住処となる耕作放棄地及び農地周辺的环境整備を進め、効果的な対策に努める。また、農業者や住民などに対して鳥獣対策について啓発を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
古河市役所	市民へ周知をするとともに、警察及び猟友会と連携した対応を図る。
茨城県猟友会古河支部	市と連携した対応を図る。
古河警察署	市民の安全の確保を図る。
茨城県県西農林事務所 振興・環境室 畜産振興課	指導・助言
茨城県県西県民センター 環境・保安課	指導・助言

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ、アライグマ、ハクビシンについては、委託業者による焼却処分。
カラスについては、クリーンセンターにて焼却処分とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	取組なし
ペットフード	取組なし
皮革	取組なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等 でのと体給餌、学術研究等)	取組なし

(2) 処理加工施設の取組

原子力災害特別措置法に基づき、イノシシ肉は出荷制限等が指示されており、今後の近隣市町の状況を踏まえ活用を検討する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

取組なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	古河市鳥獣被害防止対策協議会
関係機関の名称	役割
古河市役所	有害鳥獣に関すること、事務総括
茨城むつみ農業協同組合	被害状況の情報提供、被害防止に関する指導
茨城県西農業共済組合	被害防止に関する指導、被害状況分析
茨城県西農林事務所 振興・環境室	被害防止に関する指導、被害状況分析
茨城県西農林事務所 坂東地域農業改良普及センター	被害防止に関する指導、被害状況分析
茨城県西県民センター 環境・保安課	防除技術指導、助言、被害状況分析
茨城県猟友会古河支部	有害鳥獣捕獲の実施

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
古河警察署 生活安全課	市が有害鳥獣捕獲を実施する際の事前通知をする。 猟銃所持者に対する安全指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

農作物の被害拡大の状況を踏まえ検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農業者だけでなく、地域住民にも現在の被害状況を理解してもらい、協力を求め地域一体での取組を促進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害の広域化に対応するため、近隣市町や関係機関と連携し、効果的な被害対策について検討する。